

教職員定数の改善・充実に関する指定都市市長会要請

指定都市市長会では、平成 27 年度、2 回にわたり、教職員定数の改善・充実に関する緊急アピールを表明し、いじめや不登校及び特別な支援が必要な児童生徒への対応、家庭環境の変化等に伴う家庭の教育力の低下や子どもの貧困問題等、複雑化・多様化する学校現場の実情や学校及び教職員が果たす役割の増大について、繰り返し訴えてきた。

それにも関わらず、今月開催された財政制度等審議会において、少子化の進展により、平成 38 年度までに約 4 万 9,000 人の教職員定数を削減すべきとの考えが示された。現場を預かる基礎自治体としては、こうした機械的な定数削減の方針は、実態を見誤っていると言わざるを得ない。

特に、発達障害等により通級による指導を受けている児童生徒は 10 年前と比較すると約 2.3 倍、日本語指導が必要な児童生徒は約 1.6 倍となっている。今後も増加が予想される中、各自治体が個に応じた教育機会を提供するためには、安定的・計画的に教員の採用・配置・育成を行える環境を、国が確保する必要がある。

また、義務教育段階における教育水準の維持向上を図ることは国の責務であり、日本語指導が必要な児童生徒について、「地域の自治体・企業・経済団体との連携を強化すべき」と、あたかも国が責任を放棄し、地方に負担を転嫁するかのような考えは到底受け入れることができない。

子どもたち一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすために必要な教育を提供することが、国の目指す「誰もが活躍できる、全員参加型の一億総活躍社会」実現の第一歩となるはずである。そのために、国においては、貧困に起因する教育格差やいじめ等の教育課題への対応はもとより、通級による指導や日本語指導について、国の予算折衝に左右される加配定数から予算の裏付けのある基礎定数への転換など、教職員定数の改善・充実を早期に実現することを強く求める。

平成 28 年 11 月 24 日
指定都市市長会